

●認知症がある方の利用例●

要介護4 83歳 女性

認知症があり意思疎通が難しい。足腰が弱り、畳（布団）からの立ち上がりにかかなりの時間がかかり歩行にも介助が必要。家族（夫・娘夫婦）と同居。

プランの方針

- ①意思の疎通が図りにくいため、少人数の落ち着いた雰囲気の中で日中過ごせるように、認知症対応型通所介護（認知症型デイサービス）を利用。
- ②介護者の健康維持のため、短期入所生活介護（ショートステイ）を定期利用。
- ③立ち上がりを負担なく安全に行うために介護用ベッドレンタル。
- ④段差やトイレで転ばないように、必要な個所に手すりを取り付ける。

サービス利用料金概算

サービス種別	利用料金（1割負担）	算定項目
①認知症対応型通所介護	1, 237円/日 *別途：昼食代 500～800円必要	併設/6-8/入浴あり/機能訓練あり/サービス提供体制加算Ⅰ
②短期入所生活介護	1, 171円/日 *別途：食費 1,380円と居住費 1,970円必要（食費と居住費は平均的な金額、施設により異なる）	併設/ユニット個室/機能訓練体制/看護体制Ⅰ・Ⅱ/夜勤職員Ⅱ/サービス提供体制Ⅰ/送迎加算
③福祉用具貸与	1, 200円/月 *機種やレンタル事業所により料金に違いあり	1 モーター/マットレス/サイドレール
④住宅改修費支給	工事業者により個別に見積もり *手すりの形状や長さ、材質などにより金額に違いあり	

① 1割負担の利用料金は、施設の形態や加算など算定項目により異なります。別途必要な食費等についても各施設により違いがあります。

② 短期入所生活介護の食費と居住費について、世帯全員が市民税非課税者の場合は費用が減額されます。事前の申請で「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

④ 住宅改修費の支給は、毎月の限度額とは別に20万円の限度額があります。（20万円までは1割負担で利用でき、超過分や20万円を使い切った後は全額自己負担になります）